**平成２３年（フ）第２４００号**
福岡市早良区百道浜３丁目９番１―808号
債務者　木下　雅晴
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４１１号**
福岡県古賀市花見南３丁目22番12号
債務者　宮嶋多美子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４２３号**
福岡市城南区東油山１丁目13番24号
債務者　西　　和浩
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４３２号**
福岡市西区小戸１丁目35番２―303号
債務者　前田　里美（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４３９号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈233番地10シティーベール６番館Ａ棟204号
債務者　岩本　博志
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４９５号**
福岡市博多区西春町１丁目４番25―203号
債務者　坂口　恭子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５０７号**
福岡市中央区春吉２丁目18番３―604号
債務者　番園　一也
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５１５号**
福岡県宗像市池田3100番地194
債務者　谷口　久生
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５２８号**
福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目１番10号サンコーポウキ101号
債務者　谷口　美晴
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５２９号**
福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目１番10号サンコーポウキ101号
債務者　谷口　理恵
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５３８号**
福岡県太宰府市観世音寺２丁目18番28―105号
債務者　古賀　啓治
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５５４号**
福岡県太宰府市向佐野１丁目４番５―802号
債務者　井澤　久男
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５６１号**
福岡市南区向野２丁目６番10号
債務者　石橋　則子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５８４号**
福岡市早良区西新１丁目１番21―211号
債務者　今村　俊次
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５８７号**
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目８番５号
債務者　猿澤　清美（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５９１号**
福岡市南区若久３丁目15番27―201号
債務者　川崎　健護
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５９５号**
福岡県糸島市波多江駅南１丁目11番27―307号
債務者　柴田　義喜
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２５９９号**
福岡県筑紫野市二日市北１丁目22番16号シャトー二日市205号
債務者　松本　広志
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部